

『所沢市交通災害共済』 平成18年度会員を募集します

交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただき、その会費で交通事故にあわれた会員に見舞金を支給する、助け合いの制度です。事故にあわないように気をつけることはもちろんですが、万一に備え、ぜひ、ご家族で交通災害共済に加入しましょう。



会員資格 所沢市に住居登録または外国人登録をしている方
会費 ▼大人：600円 ▼中学生以下：300円
◎平成18年度から大人の会費が600円になりましたので、ご注意ください。
会員期間 平成18年4月1日～19年3月31日
◎4月1日以降に加入手続きをされた方の会員期間は、加入時点より平成19年3月31日です。
加入方法 1月中旬から各自治会・町内会を通じて、平成18年度会員の申込受付が始まります。個人で申し込みをする方については、2月1日(水)から市役所2階・交通安全課、各出張所で随時受け付けを

始めます。また、左の表1の会場でも出張受付を行います。
◎郵便での申込受付も行います。申込書、会費、返信用切手80円分を同封のうえ、現金書留で交通安全課(〒359-8501・並木1-1-1)へ郵送してください。
*こんなときに見舞金をお支払いします
【対象となる交通事故】
①自動車・バイク・自転車等の車両による人身事故(自損事故を含む)
②電車やバスに乗り中、急停車など
③歩行中に前記車両との衝突・接触により、死亡または負傷したとき

■表1 出張受付日程表

会場	受付日
中富南コミュニティセンター	3月3日(金) 3月6日(月)
狭山ヶ丘コミュニティセンター	3月13日(月)
並木公民館	3月10日(金)
小手指公民館分館	3月15日(水)

■表2 共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	30万円
3等級	治療期間が6か月を超え、かつ治療実日数が90日以上	15万円
4等級	治療期間が3か月を超え、かつ治療実日数が45日以上	8万円
5等級	治療期間が1か月を超え、かつ治療実日数が15日以上	5万円
6等級	治療期間が10日を超え、かつ治療実日数が5日以上	2万円
7等級	治療期間が10日以内、または治療実日数が5日未満	1万円
特別見舞金	後遺症(身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害が存する場合)	20万円

児童手当制度のお知らせ

小学校3年生(9歳到達年度末)までの児童を養育している方には手当が支給されます(所得制限あり)。児童手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。出生、転入等により新たに受給資格が生じた方や、現在手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えた方は、子ども支援課へお越しください。
児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書を提出した日の属する月の翌月分からとなり、さかのぼって支給することはできませんので、手続きが遅れないようご注意ください。

手当月額 ▶第1子…5,000円▶第2子…5,000円▶第3子以降…10,000円

- 【申請に必要なもの】
- 全員に必要なもの
 - ▶印鑑▶申請者名義の口座(郵便局以外の普通預金口座)のわかるもの▶申請者の勤務先の名称、所在地、電話番号
 - 厚生年金等加入の方のみ必要なもの
 - ▶申請者の健康保険被保険者証(原本、またはそのコピーを1部)
 - ▶申請者の基礎年金番号(年金手帳もしくは基礎年金番号のメモ)
 - ◎これにかえて後日、年金加入証明書を提出することができます。
 - 平成17年1月1日に所沢市に住所がなかった方が必要なもの
 - ▶所得証明書(前住地市区町村が発行する「児童手当用所得証明書」に限ります。後日提出することもできます。源泉徴収票、給与証明書は不可)
- ◎現在、手当を受給されている方で、出生等により新たに対象となる児童に関する申請をされる方は、印鑑をご用意ください。また、公務員の方(独立行政法人等勤務者を除く)は、勤務先で申請してください。そのほか、必要に応じてご提出いただく書類があります。

■平成17年度所得制限限度額表(平成16年中の所得)

平成16年中の扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	
	児童手当(申請時、国民年金加入者・未加入者)	特例給付(申請時、厚生年金加入者)
0人	309.0	468.0
1人	347.0	506.0
2人	385.0	544.0
3人	423.0	582.0
4人	461.0	620.0

◎政令上は、一律控除後の所得額で規定されています。平成16年分の所得額から、下記の諸控除額を差し引いた後の額を左記の限度額表に当てはめ、申請の際の参考にしてください。

- 【諸控除金額】
- ▶老人扶養控除…6万円▶障害者控除…27万円▶特別障害者控除…40万円
 - ▶老年者控除…50万円▶寡婦・寡夫控除…27万円▶特別寡婦控除…35万円
 - ▶勤労学生控除…27万円▶雑損控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額
- 申請先・問い合わせ 市役所1階・子ども支援課(☎2998-9124・FAX2998-9035)

④バイクや自転車で走行中、転倒したり、車輪に手足を挟んだりして負傷したとき
留意事項 ▼国内で発生した交通事故に限り、▼車両とは、道路交差点で定められた車両をいいます▼道路を歩行中につまずいて転んだり、横断歩道橋の階段を踏み外したりしてけがをした場合などは、見舞金の対象外です▼本人の故意、無免許運転、飲酒運転による事故の場合、見舞金は支払われません
共済見舞金額 左上の表2参照
◎見舞金は、医師の診断書に記載された治療期間・実日数を審査し、お支払いします。
請求期間 事故発生日から2年以内です。2年を経過したものについては請求できません。
問い合わせ 交通安全課(☎2998-9140・FAX2998-9191)

リサイクルふれあい館
H20からのお知らせ
■羽織から作るコートジャケット講習会
羽織が、軽くて暖かいコートジャケットに変身します。
とき 1月21日(土)午前10時～午後3時
ところ リサイクルふれあい館・エココロ
持ち物 羽織(できれば男性用)、ミシン、裁縫用具
定員 20人
申し込み 1月4日(水)からリサイクルふれあい館(☎2994-5374)へ電話
■おもちゃの病院が「すみれ児童館」でも定期開院します
「おもちゃの病院」が、1月からすみれ児童館で定期開院します。壊れてしまった大切なおもちゃを診察

所沢市消防出初式を行います

とき 1月7日(土)午前10時～正午
ところ 所沢航空記念公園(放送塔西側)
【内容(天候等により変更する場合あり)】

- 徒列分列行進…参加機関が行進。保育園児による鼓笛隊の行進
- 救助演技…規律のとれた隊員たちによる訓練披露
- 車両分列行進…消防車両によるパレード
- はしご乗り…所沢鷲組合の皆さんによる伝統のはしご乗りの披露
- 消防活動訓練…消防職員の訓練成果の披露。総勢10台の消防団車両の一齐放水

◎当日は、午前9時にサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようご注意ください。
問い合わせ 消防本部総務課(☎2924-1312・FAX2924-5186)

・治療します。
診察と治療は無料ですが、部品等の実費がかかる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
とき・ところ 1月14日(土)、3月11日(土)午前10時～正午・すみれ児童館
問い合わせ リサイクルふれあい館(☎2994-5374・FAX2994-1118)